

河川・一般下水道(水路)占用料金表

横浜市河川占用料条例 別表(第2条第1項)

横浜市下水道条例 別表第3(第34条第1項)

(R6.4.1)

種 別		単 位	(円)	
土地占 用料	通 路	幅員が2.5メートル以下のもの	260	
		幅員が2.5メートルを超えるもの	1,000	
	貯木場、いかだの係留場その他これらに類するもの		1平方メートルにつき1年	660
	電 柱	第一種電柱	1本につき1年	3,100
		第二種電柱		4,800
		第三種電柱		6,400
	電話柱	第一種電話柱	1本につき1年	2,800
		第二種電話柱		4,400
		第三種電話柱		6,100
	その他の柱類(支線、支線柱)			280
	送電塔		1平方メートルにつき1年	5,500
	水管、ガス管、 引水管、排水管、 ケーブル その他の埋設 し、又は架設 する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		170
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		250
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		330
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		500
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		660
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,200
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,700
		外径が1メートル以上のもの		3,300
橋りょう	幅員が2.5メートル以下のもの	1平方メートルにつき1年	380	
	幅員が2.5メートルを超えるもの		1,300	
棧 橋		1平方メートルにつき1年	5,500	
鉄道、軌道等の用に供するもの			5,500	
工事用施設及び工事用材料置場			18,000	
その他のもの			5,500	
流水占 用料	鉱工業その他の用に供する場合	水量毎秒1リットルにつき1年	4,949	

(備考)

- 1 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。